

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

株主、お客様、取引先、地域社会、従業員等、社内外のステークホルダーに対して経営の透明性を高め、経営環境の変化にも迅速に対応することにより、長期に亘る安定した企業価値の向上を図るとの見地から、コーポレート・ガバナンスを経営上の最も重要な課題と捉え、その取り組みを積極的に進め、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

原則3-1 情報開示の充実

()当社は、経営理念等をホームページ上に日本語及び英語にて公開しております。また、決算短信において中長期的な経営戦略及び単年度の業績見通しを開示しております。

()コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1.1.基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照下さい。

()取締役・監査役の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経済情勢等を考慮し決定しております。なお、報酬決定に関する具体的方針と手続きについては、独立社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会において審議を行い、取締役会において今後1年以内を目途に決定し、開示する予定です。

()取締役・監査役候補の指名方針及び手続きは、社内規程等において定めておりませんが、各人の知識、経験、能力や実績等を総合的に勘案し、候補者を決定しております。なお、指名方針及び手続きの開示については今後検討してまいります。

()個々の指名に関する情報は、当社ホームページに公表しております「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載の通りです。

<http://www.yonex.co.jp/company/ir/>

補充原則4-1-2 中期経営計画へのコミットメント

・当社は中期経営計画を策定し、その目標達成に向けて邁進しており、取締役会はその進捗状況の報告を受け、監督を行うとともに、必要に応じて方針や計画の見直しを行うこととしております。

・当社は、中期経営計画を開示しておらず、経営環境の変化が激しい中で、機動的かつ柔軟な経営判断を行うことが重要であると考えております。また、方針や計画の見直しにより、単年度毎の業績見通しや業績へ影響を及ぼすと予想される情報を適時に開示することとしております。

・中期経営計画の開示の必要性、時期、範囲等については、今後継続的に検討してまいります。

原則4-2 取締役会の役割・責務(2)

補充原則4-2-1 経営陣の報酬

・取締役の報酬につきましては、現在、現金報酬(固定額)により支給しております。

・業績連動報酬や株式報酬など健全なインセンティブが機能する報酬制度につきましては、独立社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会において審議を行い、導入へ向けて具体的に検討を進めております。

補充原則4-8-2 筆頭独立社外取締役

・当社は筆頭独立社外取締役を選任しておりません。

・当社の企業規模、取締役会の構成等を踏まえると、経営陣との連絡や監査役会との連携を図る目的で筆頭独立社外取締役を選任することは、かえって機動的な連携を阻害する恐れがあると判断しております。経営陣との連絡・調整、監査役会との連携については、取締役会事務局・監査役会事務局が適切にサポートする体制といたします。

補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価

・取締役会の実効性評価については、具体的な枠組みや評価手法を含め、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1-4 いわゆる政策保有株式

・当社は、取引先との良好な取引関係を維持し、事業の円滑な推進を図るため、主に取引先からの要請を受け、取引先の株式を取得し、保有することがあります。

・政策保有株式については、当社の企業価値向上に資すると判断する限り、保有し続ける方針としておりますが、毎年取締役会において、リスクやリターンなどを踏まえた報告・検証を行う仕組みを今後構築し、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜売却を検討してまいります。

・政策保有株式に係る議決権行使につきましては、政策保有の目的に照らして、適切に対応しております。

原則1-7 関連当事者間の取引

・当社は、取締役との間で重要な取引を行う場合は、取締役会の承認を要する旨、取締役会規則に定めております。

・取締役による利益相反取引を把握するべく、当社取締役及びその近親者(二親等内)と当社との間の取引の有無を毎年定期的に取締役各々に確認しております。

原則3-1 情報開示の充実

上記[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]をご参照ください。

補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲

- ・当社の取締役会は、法令及び定款に定める事項のほか、取締役会において決議すべき事項を取締役会規則にて定めております。
- ・上記以外の業務執行の決定につきましては、職務権限を各種社内規程により明確に定めております。

原則4-8 独立社外取締役の有効な活用

- ・当社の独立社外取締役は2名であり、全取締役に占める独立社外取締役の割合は4分の1となっております。
- ・当社の事業規模等を勘案すると、独立社外取締役の人数は適正であると判断しており、深い識見を有する2名の独立社外取締役が経営陣から独立した立場で取締役会の審議状況を牽制する体制とします。

原則4-9 独立社外取締役の独立性基準及び資質

- ・当社は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社グループの業務執行者(注1)、又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の現在の主要株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)、またはその業務執行者
3. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している法人その他の団体の業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先(直近事業年度の連結売上高の2%以上)の業務執行者
5. 当社グループを主要な取引先とする法人その他団体(当該団体の直近事業年度の連結売上高の2%以上)の業務執行者
6. 当社グループの主要な借入先(注2)の業務執行者
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者であって、当社グループの監査業務を実際に担当(但し、補助的関与は除く。)していた者
8. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者(当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者)
9. 当社グループから多額の寄付(注4)を受けている者(当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)
10. 当社グループの業務執行者を役員に選任している法人その他団体の業務執行者
11. 上記2から10のいずれかに過去3年間に於いて該当していた者
12. 上記1から11までのいずれかに該当する者が重要な者(注5)である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

(注1)「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。

(注2)「主要な借入先」とは、直近事業年度において、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。

(注3)「多額の金銭その他の財産」とは、個人の場合は年間1,000万円以上、法人その他団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超えることをいう。

(注4)「多額の寄付」とは、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超えることをいう。

(注5)「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう。

補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方

- ・当社は、取締役候補者の選任にあたり、多様性・専門性の高い業務経験を有し、当社の経営理念を体現し、経営全般を適切に監督できる知見を有していること等を踏まえて選任しております。
- ・取締役会の規模については、定款で15名以内と定めておりますが、執行役員への権限移譲を前提として、意思決定の迅速化を図るために、現体制の業務執行取締役6名に対し独立社外取締役2名が妥当であると考えております。
- ・取締役の選任に関する方針・手続の開示については今後検討してまいります。

補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況

- ・当社の取締役・監査役は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。
- ・当社の取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、適切に開示を行います。

補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価

上記1.コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由をご参照ください。

補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング

- ・当社は、取締役や監査役に対するトレーニングとして、外部の有識者を招いて役員研修会を行う等、職務の遂行に必要な知識を習得する機会を設けております。
- ・また、取締役・監査役は必要に応じて外部のセミナー等を受講することができ、その費用は会社負担としています。

原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

- ・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、株主・投資家と建設的な対話を行い、双方の考え方について理解を深めることが重要であると考えております。
- ・株主総会の運営につきましては、株主との重要な対話の機会と捉え、ビジュアル資料を使用して事業内容の理解促進を図り、十分な質疑の時間を取る等の対応を行います。
- ・当社は、常務取締役総務統括及びIR部をIR担当とし、株主・投資家との個別面談を実施しております。
- ・投資家向け説明会は現時点で開催しておりませんが、今後合理的な範囲で開催を検討し、建設的な対話を促進するための体制を整備してまいります。
- ・IR活動において把握された意見等については、取締役に対して報告・共有されており、業務運営に生かしてまいります。
- ・情報開示規程、インサイダー取引防止規程等の社内規程により、公平な情報開示、インサイダー情報の管理等について規定し、これを徹底するための社内教育を実施することで健全な対話を推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
米山 勉	8,339,440	8.90
公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団	6,000,000	6.40
米山 修一	4,344,000	4.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,123,600	4.40
公益財団法人新潟県インドアスポーツ振興米山財団	4,000,000	4.27
ヨネックス取引先持株会	3,629,600	3.87
米山 美恵子	3,574,496	3.81
米山 稔	3,536,000	3.77
米山 理恵子	3,461,200	3.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,276,200	3.49

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
マイケル モリズミ	その他													
大坪 富貴子	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
マイケル モリズミ		独立役員に指定しております。	証券アナリストとして長年にわたり活躍し、経営分析に長けた幅広い識見と豊富な経験を有していることから、グローバル化を急進する当社の経営戦略に活かしていただけると判断し選任しました。
大坪 富貴子		独立役員に指定しております。	国内外の企業において要職を歴任され、豊富な経験と財務に係る高度な知識やヘルスサービス、食による健康長寿など他分野における専門的識見を有しており、客観的な立場、視点により当社の経営戦略に活かす意見や指針を示していただけると判断し選任しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会								
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	2	2	2	0	0	社外取 締役

補足説明 更新

当社は取締役の報酬に関し独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、公正かつ透明性の高い手続きを確保するため報酬諮問委員会を設置しております。

報酬諮問委員会は、委員長を独立社外取締役とし、半数以上の委員を独立社外取締役により構成することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役による監査と会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)による監査はそれぞれ独立しております。会計監査人は監査役に対し、監査終了後、監査実施の方法とその内容及び監査結果について文書を交付し、説明会を実施しております。また、必要に応じて意見の交換、情報の聴取等を行うことで連携を保っております。

内部監査については、内部監査室が担っており、年間監査計画に基づき定期的を実施されております。監査結果については、社長宛文書による監査報告が行われております。被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指示を行い、改善活動の結果を改善報告として提出させることにより、内部監査の実効性を担保しております。

内部統制システムの整備・運用状況評価についても、内部監査室が年度計画に基づき行っております。

内部監査実施の計画、その内容及び結果並びに内部統制システムの整備・運用状況評価の実施状況については、内部監査室と監査役による定期的な会議を実施の上情報を共有しており、監査役より改善に向けた提言や指導を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丸山 晴彦	税理士													
村井 武治	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丸山 晴彦		丸山晴彦氏が副所長を務める丸山会計事務所は当社から1990年まで税理士業務の委嘱がありました。現在、業務上の重大な利害関係はありません。	会計、税務に関する造詣の深さから客観的な監査業務を遂行出来る。
村井 武治		当社と村井武治氏との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	長年に亘る経理業務の経験を生かし、客観的、中立的な立場で監査業務を遂行出来る。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成21年6月26日開催の当社第52回定時株主総会の決議に基づき、Stockオプション制度を導入いたしました。

Stockオプションの付与対象者 社内取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することにより、長期的な企業価値を高めることを目的として、当該対象者に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて全取締役の報酬額の総額を開示しております。報酬額の総額には、使用人分給与相当額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第50回定時株主総会において年額250百万円(ただし、使用人給与は含まない)と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは社長室が行っており、原則月1回行われる取締役会の開催案内や資料の事前配布、事前説明を行っております。また、社外取締役・社外監査役からの求めに応じて、参考資料の作成、提供は適時に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社の体制を採用しております。取締役8名(うち、社外取締役2名)で構成される取締役会において、重要な経営事項の審議・決定及び各取締役並びに執行役員による業務執行を監督するとともに経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うことを目指しております。

当社は、取締役会による経営意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会により選任・授権された執行役員による業務執行の円滑化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は代表取締役の指揮監督の下、取締役会の決定する業務執行の方針に基づき、執行役員会において執行役員相互の情報の共有を図り、各々担当する部内の業務執行責任者として社員を指揮して業務の執行を進めるとともに、取締役会の求めに応じて取締役会に業務執行状況の報告を行っております。

監査役3名(うち、社外監査役2名)は、監査役会で定めた監査の方針及び職務の分担等に従い、取締役会をはじめとする主要な会議への出席、定期的な監査役会の開催、取締役等からの営業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、更には業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施しております。

内部監査につきましては、内部監査室が業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全について、定期・随時の監査活動を行っております。

リスク管理委員会・コンプライアンス委員会などの委員会を設け、代表取締役または取締役が委員長となり、必要に応じて弁護士などの外部委員より専門的な助言を得て、全社的・組織を横断する重要事項についての検討及び決定を行っております。特に重要な事項に就いては、取締役会での決議を得ると共に、必要に応じて報告をしております。

会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結しており、公認会計士の由水雅人氏、武井雄次氏が業務執行社員として、他の公認会計士などの補助者と共に監査業務を行っております。なお、同監査法人ならびにその業務執行社員と当社との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社の体制を採用しております。幅広い経験と深い知見を有する独立社外取締役2名が独立した立場で業務執行取締役を牽制し、取締役会の監督機能の強化を図っております。

当社の監査役は、当社内部監査室長を務め当社の内部統制に精通した常勤の社内監査役1名及び会計・税務等の専門知識を有する社外監査役2名で構成されており、専門的知見から適法性監査や経営全般に関する客観的視点での監査を行っております。

社外取締役及び社外監査役が取締役会をはじめとする会社の重要な意思決定過程への参加及び監査の実施を通じて、中立的な経営監視機能が十分に期待できることから現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、関連法令等に則しながらも、より早期の株主総会招集通知の発送を行う様に努めております。 平成29年6月20日に開催いたしました定時株主総会については、平成29年6月5日に招集通知を発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の方々のご出席の促進を図るため、一般的に予想される集中日を避けて株主総会を開催することとしております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び株主総会参考書類については、英訳版を作成し、ホームページに公開しております。
その他	出席者の方にわかりやすい説明となるように株主総会のビジュアル化を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示ポリシーを定め、当社ホームページに掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	当社IRサイトに以下の資料を適時に公開しております。 <ul style="list-style-type: none"> ・決算短信 ・有価証券報告書/四半期報告書 ・決算説明資料 ・株主通信 ・株主総会資料(招集通知/決議通知) ・適時開示書類等 <p>また英語サイトにおいて、主要な資料(決算短信要約版、決算説明資料、招集通知要約版)について開示を行っております。</p> <p>< IR情報ページ > 日本語サイトURL: http://www.yonex.co.jp/company/ir/ 英語サイトURL: http://www.yonex.co.jp/company/en/ir/material/</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長直轄のIR部を設置し、IR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ヨネックス(株)企業行動規範」により規定しており、定期的に社員研修を実施し徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	生産拠点である新潟生産本部では、環境管理システム国際規格「ISO 14001」の登録認証を受け、省エネルギー、省資源、環境汚染の予防等を推進しております。

その他

【女性の活躍推進】

当社は、社員は宝(財産)であるという意味をこめ「人財」という言葉を用い、人財の採用、育成に努めております。ダイバーシティを尊重し、社員一人ひとりの持っている力を発揮できる環境整備を推進致します。

グローバル市場での成長には、多様な視点が活かされる組織づくりをしていくことが大切であり、中でも女性社員の活躍を推進することで、会社のさらなる成長につながると考えております。

取り組み方針

経営理念「独創の技術と最高の製品で世界に貢献する」のもと、ダイバーシティを推進する。

すべての社員が常に自身の能力を最大限に発揮できる環境の整備

マネジメント層に挑戦する女性社員の育成

女性の活躍推進について、社内の意識改革を図る

取り組み内容

女性積極採用

・単体の採用者に占める女性比率は新入社員40%、中途社員47%(2016年度実績)

女性活躍推進に向けた研修

・現在役職がついている女性に特化した研修を実施し、さらなる活躍をサポート

・意欲と能力のある女性社員を育成し、意識改革を目的とした研修を実施

仕事と育児両立へのサポート

・育児休業中の社員への、休業中の会社の状況等についての情報提供

・短時間勤務制度を用い、子育てしながら働くことが出来る環境を整備

・育児休業を経験した社員との情報交換をし、働きやすい環境への取り組みを実施

女性役職者への登用推進

・取締役に占める女性の割合は13%(1名)、執行役員に占める女性の割合は7%(1名)

・単体の管理職(課長以上)に占める女性の割合は2017年6月現在10.43%(17名)

・2017年までに単体の管理職(課長以上)に占める女性比率を20%前後(30名前後)に増加させる

今後ともダイバーシティ推進の方針に基づき、女性の活躍を推進してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【基本的な考え方】

当社では、「独創の技術と最高の製品で世界に貢献する」との経営理念の実現に向け、経営の透明性を高め、経営環境の変化にも迅速に対応することにより、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題と捉えております。このため、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」を設置し、管理・運用体制の強化に努めるとともに、内部監査室が「内部監査規程」に基づく内部監査を実施しております。また、「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」に基づき、内部統制システムの確立に向けた整備活動を行っております。財務報告の信頼性を確保するために、全社横断的な内部統制プロジェクトチームを組成し、虚偽記載が発生するリスクの把握及びそのリスク発生の未然回避に焦点を当てた統制システムを整備した上で、内部監査室がその整備・運用状況の評価を行っております。業務プロセスの変更や法令規範の改訂等に伴うリスクの変化に注意し、統制システムの改善を図っております。

【整備状況】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、法令・定款及び当社の社是に基づく「企業行動規範」を定め、取締役及び使用人に周知している。また、その徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動における法令遵守に努める。

内部監査室は、法務室と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告される。

監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

当社及び子会社共用の「企業倫理改善提案制度」(ヘルプライン)に基づき、法令・定款その他社内ルールに対する違反事実やそのおそれのある行為等を早期に発見し、是正する。なお、通報者に対しては不利益な取扱いを受けないことを確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書(電磁的媒体を含む)に記録し、保存、管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、職務執行を効率的に行うために、執行役員を任命するとともに権限委譲を行い、経営の意思決定の迅速化並びに業務執行機能強化、業務執行責任の明確化により、機動的・戦略的な経営体制を構築する。

取締役会は、ヨネックスグループの中期経営計画とこれに基づく年度計画を定め、執行役員は、取締役会で定めた中期経営計画及び年度計画に基づき、効率的な職務執行を行う。

取締役及び執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。

執行役員及び他の使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に行う。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理について、「リスク管理規程」に基づく「リスク管理委員会」を設置し、当社の持つリスクを洗い出し、そのリスクへの対応を審議する。特に、情報セキュリティについては、「情報セキュリティ委員会」を設置し、ITシステムに関するリスクと統制について対応を図る。また、大規模災害の発生に備え、BCP(事業継続計画)を策定し、リスク対策本部の一元管理により、中核事業の役目を迅速に行える体制を整える。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部監査室は、当社及び子会社に対し内部監査を行い、必要な改善を促すとともに、取締役及び監査役に報告を行う。

また、財務報告の適正性を確保するため、当社及び子会社における財務報告に係る内部統制システムの整備、運用状況の定期的・継続的の評価、維持向上を図る。

監査役会は、必要に応じ、当社事業部門及び子会社に対し往査を実施し、内部監査室との連携により問題の共有化を図るとともに、内部監査室に対し改善に向けた提言や指導を行う。

(イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の「関係会社管理規程」に基づき、子会社が当社へ事前協議・報告する事項を定め、適切に管理する。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスク管理規程」に基づき、グループの各社ごとに法令遵守体制、リスク管理体制を構築し、当社法務室はこれらを横断的に推進し、管理する。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社が適正かつ効率的な運営を行うために、当社グループの中期経営計画とこれに基づく年度計画を策定する。また、当社の「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する管理・指導・調整等を行う。

(ニ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社共用の「企業倫理改善提案制度」(ヘルプライン)に基づき、法令・定款その他社内ルールに対する違反事実やそのおそれのある行為等を早期に発見し、是正する。なお、通報者に対しては不利益な取扱いを受けないことを確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人は、内部監査室に所属する使用人とし、監査役は、必要に応じ同使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができる。

監査役より監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関しては取締役の指揮命令を受けないこととし、その人事に関しては、監査役の同意を得る。

(7) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会などの重要会議への出席及び経営者との情報交換等を通じて、会社経営全般の状況把握を行い、また、会計監査人との協議を適宜行う。

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

取締役は、取締役及び使用人の職務執行に関する不正行為、コンプライアンス上の問題、重要な情報開示事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、「企業倫理改善提案制度」による重要な通報事項について、その内容をすみやかに取締役会、監査役会に報告する。

監査役は、各子会社からの月次報告等の書類の閲覧や往査等を通じ各子会社からの報告を受ける。
当社は、取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に対して職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の職務の執行上必要と認める費用の前払又は償還について、監査役の請求等に従い処理をする。

監査役は取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社は、反社会勢力に対しては、企業としての社会的責任を果たすため、毅然とした態度で臨むことを基本としております。

また、取引先との継続的取引の契約書には、反社会的勢力との関係を排除する条項を定めております。

【反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況】

反社会的勢力からの接触や不当請求があった場合は直ちに警察等に情報を提供するとともに、弁護士等を含む外部機関と連携して組織的に対処してまいります。役職員に対しては「ヨネックス(株)企業行動規範」に明文化された反社会勢力との関係遮断について恒常的に周知徹底を図るとともに、企業として「警察庁管内特殊暴力対策連合」や「管轄警察特殊暴力防止対策協議会」等の公的組織に加盟し、積極的に情報収集を行い、対策を講じてまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社は、適時適切な企業情報を開示する事が健全な証券市場の根幹を為す事を認識し、当社を取り巻くステークホルダーの皆様へ、当社に対する理解を深めて戴き、より適正な投資判断が可能となるために有用と考える企業情報については、関連法令を遵守し可能な範囲で公正・タイムリーに、また積極的に開示する事を基本方針とした「ヨネックス情報開示ポリシー」を定め、これを有効に実施するための社内体制を整備し運用しております。

当社は適時開示の社内体制として、代表取締役社長を委員長とする「情報開示委員会」を設置するとともに、本社及び各事業所の関連部門並びに海外子会社において選任する「情報開示担当者」が、各分野における適時開示すべき情報を「情報開示委員会事務局」に迅速に提示し、「情報開示委員会」では複数の専門分野の委員により、関連法令の検証を行い、情報開示の要否、開示すべき時期、開示の方法、開示の内容を決定し、また、特に重要な情報については取締役会の決議を以って、開示すべき情報の内容・種類により予め定める「情報開示担当部門」より情報の適時開示を行っております。

